

松原市開発指導要綱

改正後	改正前
<p>(下水道関係)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 開発者は、汚水の放流について、放流先の水質、水位、流量及び上下流の利用状況を十分把握し、下流の水利用上必要な措置を講ずるとともに、水利関係団体及び排水施設の管理者等と協議後、<u>上下水道事業の管理者の権限を行う市長と協議するものとする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 開発者は、<u>工場排水については、必要に応じて市長又は上下水道事業の管理者の権限を行う市長と協議するものとする。</u></p> <p>(給水施設関係)</p> <p>第22条 開発者は、基本計画を作成するに当たり施行基準第7に従い開発に伴う給配水に関する基本的事項について、あらかじめ<u>上下水道事業の管理者の権限を行う市長と協議するものとする。</u></p> <p>(その他の協議事項)</p> <p>第40条 この要綱に定めのない事項で、市長、教育委員会、<u>上下水道事業の管理者の権限を行う市長又は消防長が必要と認める事項については、開発者と協議の上、決定するものとする。</u></p> <p>施行基準第5 (第19条、第20条関係)</p> <p>1 公共の用に供する排水施設の設計の原則</p> <p>開発区域内の公共の用に供する排水施設(以下「排水施設」という。)は、開発区域の規模及び形状、開発区域内の土地の地形、予定建築物の用途並びに降水量から想定される汚水及び雨水を有効に排除できるものとする。ただし、公共団体が周辺の状況を考慮して一体的に整備する必要があるとして<u>市長又は上下水道事業の管理者の権限を行う市長が指示した場合には、申請者はこれに協力するものとする。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 排水施設の移管</p> <p>排水施設の移管については、次の引継書一覧に従い電子データ等で作成し、<u>市長又は上下水道事業の管理者の権限を行う市長に提出する。</u></p> <p>施行基準第7 (第22条関係)</p> <p>1 関係区域内及び必要と認められる開発区域外の配水管の施設は、<u>上下水道事業の管</u></p>	<p>(下水道関係)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 開発者は、汚水の放流について、放流先の水質、水位、流量及び上下流の利用状況を十分把握し、下流の水利用上必要な措置を講ずるとともに、水利関係団体及び排水施設の管理者等と協議後、<u>市長と協議するものとする。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 開発者は、<u>工場排水については、市長と協議するものとする。</u></p> <p>(給水施設関係)</p> <p>第22条 開発者は、基本計画を作成するに当たり施行基準第7に従い開発に伴う給配水に関する基本的事項について、あらかじめ<u>水道事業管理者と協議するものとする。</u></p> <p>(その他の協議事項)</p> <p>第40条 この要綱に定めのない事項で、市長、教育委員会、<u>水道事業管理者又は消防長が必要と認める事項については、開発者と協議の上、決定するものとする。</u></p> <p>施行基準第5 (第19条、第20条関係)</p> <p>1 公共の用に供する排水施設の設計の原則</p> <p>開発区域内の公共の用に供する排水施設(以下「排水施設」という。)は、開発区域の規模及び形状、開発区域内の土地の地形、予定建築物の用途並びに降水量から想定される汚水及び雨水を有効に排除できるものとする。ただし、公共団体が周辺の状況を考慮して一体的に整備する必要があるとして<u>市長が指示した場合には、申請者はこれに協力するものとする。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 排水施設の移管</p> <p>排水施設の移管については、次の引継書一覧に従い電子データ等で作成し、<u>市長に提出する。</u></p> <p>施行基準第7 (第22条関係)</p> <p>1 関係区域内及び必要と認められる開発区域外の配水管の施設は、<u>水道事業管理者の</u></p>

理者の権限を行う市長の指示に従い設置するものとする。

2 給配水施設の設計の原則

開発者は、開発区域内の給配水施設の設置については、開発区域内人口、予定建築物の用途によつて想定される需要に支障をきたさないよう、上下水道事業の管理者の権限を行う市長の指示に従い設置するものとする。

3 (略)

4 費用負担の原則

開発区域内の給水に要する施設は、開発者の負担において行い、周辺の状況により付加される施設については、上下水道事業の管理者の権限を行う市長と協議するものとする。

5 (略)

指示に従い設置するものとする。

2 給配水施設の設計の原則

開発者は、開発区域内の給配水施設の設置については、開発区域内人口、予定建築物の用途によつて想定される需要に支障をきたさないよう、水道事業管理者の指示に従い設置するものとする。

3 (略)

4 費用負担の原則

開発区域内の給水に要する施設は、開発者の負担において行い、周辺の状況により付加される施設については、水道事業管理者と協議するものとする。

5 (略)